平成２９年（フ）第９５２号
東京都青梅市大柳町1573番地の５
破産者　有限会社エコライフ
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９５３号
東京都青梅市新町７丁目35番地の23
破産者　山田　満男
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７５号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート１棟101号
破産者　藤本　和代（旧姓茂本）
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６６１号
横浜市磯子区中原１丁目１番40―639号
破産者　亡渡邊友規枝相続財産（開始決定時の表示渡邊友規枝）
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８６号
川崎市麻生区白鳥３丁目５番１号シャンテ栗平
破産者　有限会社クリーニングロード
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
長野県伊那市東春近461番地
破産者　株式会社マツムラ
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第４０号
岐阜県下呂市金山町金山1605番地の２
破産者　有限会社山直商店
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１６５号
静岡県富士市宮島134番地の28
破産者　株式会社クリーンアップトレーディング
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２８４号
香川県高松市丸亀町７番地11
破産者　糸瀬無線電機工業有限会社
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８５号
香川県高松市丸亀町７番地11
破産者　有限会社四国オーディオ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５５３号
福岡県飯塚市大分1493番地53
破産者　鷹巣美代子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第７号
栃木県足利市朝倉町261番地
破産者　須永花火株式会社
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４３号
栃木県佐野市牧町2378番地
破産者　株式会社サンモリッツエンタープライズ
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５７５号
大阪府阪南市石田281番地の６
破産者　株式会社中村工務店
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
岡山県勝田郡勝央町豊久田1539の４番
破産者　盛上建設有限会社
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２７号
北海道苫小牧市末広町１丁目５番８号
破産者　株式会社フレンド商事
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１７０号
北海道旭川市流通団地２条３丁目35番地
破産者　株式会社新潟屋
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３８号
北海道旭川市川端町４条９丁目７番13号
破産者　有限会社あっぷる
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
金沢市長坂３丁目２番26号
破産者　株式会社デライト
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
静岡県富士宮市源道寺町324番地
破産者　有限会社佐野精機
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部